

## 平戸市農業委員会第11回総会議事録

1. 開催日時 平成31年2月25日(月) 午前9時30分から午前10時45分

2. 開催場所 平戸市役所3階大会議室

3. 出席委員(農業委員18人)

会長 19番 丸田 保

会長職務代理者 8番 川村 政幸

農業委員

1番 蜜山 隆満 2番 岡村 勝彦 3番 阿部 榮 5番 本山 勝茂

6番 松本 一郎 7番 谷本 雅嗣 9番 前川 一夫 10番 榊屋 可恵

11番 青崎日出男 12番 大山 荒助 13番 山下 忠平 14番 松山 浩幸

15番 藤沢 和正 16番 大山 光敏 17番 福田 延之 18番 永田 守

4. 欠席委員(農業委員1人)

4番 小川 隆友

5. 議事日程

第1 開会宣言

第2 会長挨拶

第3 議事録署名委員及び書記の指名

第4 会務報告

第5 議 事

報告第24号 農地法第4条第1項第8号による転用届について

報告第25号 農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について

議案第65号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第66号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第67号 空き家に付属した農地の指定について

議案第68号 非農地通知申出について

議案第69号 第11回農用地利用集積計画(案)について

議案第70号 第10回農用地利用配分計画(案)に対する意見について

議案第71号 贈与税及び不動産取得税納税猶予対象者の農業経営を行なっている旨の証明願について

議案第72号 農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積の設定について

議案第 73 号 農作業賃金等の標準額(案)について

第6 閉 会

6. 事務局

農業委員会

事務局長 吉村 藤夫 総務農地班長 橋口 健

主査 山本 寿子 主任主事 大石 英樹

農林課

主査 村瀬 泰大

7. 傍聴人の数 なし

8. 公開・非公開の別 公開

9. 会議の概要

○事務局長

定刻となりましたので、ただ今より平成30年度2月期 第11回総会を開会いたします。  
はじめに丸田会長がご挨拶を申し上げます。

○丸田会長

皆様おはようございます。本日は2月期の総会のご案内を申し上げましたところ、皆様方には大変ご多忙の中ご出席を頂きまして誠にありがとうございます。

いよいよ私どもも昨年3月より就任してからもう1年が過ぎようとしています。委員皆様方におかれましては1年間平戸市農業委員会の委員として適正なる農業委員としてご協力を賜りまして、長崎県農業会議のご指導の下、ここまで無事に過ごして頂きまして心からお礼を申し上げたいと思います。引き続き、また1年間ご協力を頂きますようよろしくお願いいたします。

いよいよ農作業も3月に入りますと慌しくなってくると思います。農業共済組合の職員さんから色々お話がございました。農業機械による事故等が無いように、農業委員さんからも是非一言、地区の色々な会合のときにご注意をお願いしたいというお話がございました。是非トラクター等転落事故、その他人災的な事故が無いように十分ご注意をして作業をされるようご指導いただければということをおっしゃっているところがございます。

2月5日に諫早市のほうで長崎県女性農業者の集いに出席させていただきましたが、今回、川村副会長さんと榎屋委員さん、山本さんの運転によりまして往復をさせていただきましたけれども、参加をされた女性皆さんが真剣に考えておられる姿に接して参りました。どうか一つ榎屋委員さんにおかれましては是非この機会を逃がさずに毎年参加していただい

て更に女性の地位向上にご協力いただければというふうに思っているところでございます。

本日も報告を含めて11件をご提案申し上げますけれども、慎重なるご審議を賜りますようお願いを申し上げて開会にあたりましてのご挨拶といたします。

○事務局長

ありがとうございました。本日は4番 小川隆友委員から欠席の届出があっておりますので、ご報告いたします。

よって、出席委員は定足数以上であり、総会は成立しております。

それでは、平戸市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は、丸田会長にお願いいたします。

○議 長

それでは、早速議事に入ります。まず日程第3の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。平戸市農業委員会総会会議規則第24条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。それでは、議事録署名委員及び書記の指名をいたします。

議事録署名委員に、「7番 谷本 雅嗣」委員と「8番 川村 政幸」委員をお願いをいたします。

書記には事務局職員の山本主査を指名いたします。以上で日程第3を終わります。

○議 長

次に日程第4、2月期の会務報告と、3月期の行事予定を事務局長が行います。

○事務局長

それでは初めに2月の主な会務報告をいたします。

議案書の1ページをお開き下さい。

(2月会務報告を報告)

次に3月の行事予定を申し上げます。

(3月行事予定を報告)

以上が会務報告及び行事予定であります。

○議 長

会務報告が終了しましたので、ここで、次回、平成30年度・3月期の総会日程を、あらかじめ決めたいと思います。次回総会を3月25日(月曜日)午前9時30分からとし、場所は、平戸市役所会議室において行いたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議がないようですので、次回総会を3月25日(月曜日)午前9時30分からとし、場所は平戸市役所会議室において行うことといたします。

《報告第24号 農地法第4条第1項第8号による転用届について》

○議 長

これより議事に入ります。はじめに報告第24号「農地法第4条第1項第8号による転用届について」を議題といたします。事務局より、提案説明を求めます。

○事務局

報告第24号「農地法第4条第1項第8号による転用届について」です。2ページをお願いします。整理番号1番は獅子町字上屋敷の畑で917㎡のうち122.1㎡を農業用倉庫建設及び取り付け道路用地としての転用届出があります。

整理番号2番は敷佐町字太田の田で1,742㎡のうち110㎡を農道建設用地としての転用届であります。

(報告第24号を朗読、パワーポイントを併用して説明:2件)

○議 長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言がある方は挙手を願います。

(質疑なし)

○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結します。

報告第24号については、届出のとおり処理済といたします。

《報告第25号 農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について》

○議長

次に、報告第25号「農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について」を議題といたします。  
事務局より、提案説明を求めます。

○事務局

報告第25号「農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について」です。3ページをお願いします。整理番号1番、2番、3番は貸借人の高齢等都合による解約です。整理番号4番は農地法第3条の許可申請のため解約するものであります。

(報告第25号整理番号1番から4番を朗読:4件)

○議長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言がある方は挙手を願います。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結します。

報告第25号については、届出のとおり処理済といたします。

《議案第65号 農地法第3条の規定による許可申請について》

○議長

次に、議案第57号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、議題といたします。  
事務局より提案説明を求めます。

○事務局

議案第65号「農地法第3条の規定による許可申請について」です。整理番号1番は、大山町字大山平の田で1筆、1,649㎡を空き家に付属した農地の指定を受けた農地としてU・Iターン者が取得するものであり、譲受人の耕作面積は下限面積以上であります。

整理番号2番は取下げ案件ですので議案書より削除願います。

整理番号3番は、宝亀町字長者原の畑・田で計5筆、4,237㎡を経営規模拡大のため所有権移転を売買で行うものであり、譲受人の耕作面積は下限面積以上であります。

整理番号4番は、草積町字石原田下の田で1筆、1,763㎡を経営規模拡大のため所有権移転を売買で行なうものであり、借受人の耕作面積は下限面積以上であります。

整理番号5番は、大石脇町字下り道の畑で1筆、171㎡を経営規模拡大のため所有権移転を贈与で行なうものであり、借受人の耕作面積は下限面積以上であります。

整理番号6番は、生月町里免字妙見他の田・畑で計10筆、6,061㎡を経営規模拡大のため所有権移転を贈与で行なうものであり、借受人の耕作面積は下限面積以上であります。

詳しくは別添の農地法第3条調査書をご覧ください。

(議案65号を朗読:5件)

○議 長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。何かございませんか。発言がある方は挙手を願います。

(質議なし)

○議 長

質疑がないようですので質疑を終結し、採決に入ります。

議案第65号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議がないということですので、議案第65号については、原案のとおり決定いたします。

《議案第66号 農地法第5条の規定による許可申請について》

○議 長

次に、議案第66号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。  
事務局より提案説明を求めます。

○事務局

議案第66号「農地法第5条の規定による許可申請について」です。6ページをご覧ください。

整理番号1番の申請農地は田平町野田免字野田の畑で1筆、1,355.75㎡です。地区自治会の公園用地として使用するための転用申請です。農地種別は第2種となっており、使用貸借で行います。敷地には真砂土を敷き詰め雨水は道路側溝に流す計画で周りには農地もなく周辺には日照、通風にも問題は無いと思われます。

整理番号2番の申請農地は山中町字矢ヒツの畑で1筆、2,267㎡です。太陽光発電施設建設のための転用申請です。農地種別は第2種となっており、地上権設定を賃貸借で行います。太陽光施設を設置し排水も特に問題なく周りの農地については日照、通風にも問題は無いと思われます。隣接の所有者にも協議済みとのことです。また当該地には地すべり防止のための県工事で集水柵が設置されておりますが、県とは協議済みとのことです。

整理番号3番の申請農地は志々伎町字神山の田で計5筆、2,222㎡です。太陽光発電施設建設のための転用申請です。農地種別は第2種となっており、地上権設定を賃貸借で行います。太陽光施設を設置し排水にも特に問題なく、周りの農地については日照、通風にも問題は無いと思われます。隣接の所有者にも協議済みとのことです。

整理番号4番の申請農地は大志々伎町字源子畑の田で1筆、1,375㎡です。太陽光発電施設建設のための転用申請です。農地種別は第2種となっており、所有権移転を売買で行います。太陽光施設を設置し排水には特に問題なく、周りの農地については日照、通風にも問題は無いと思われます。隣接の所有者にも協議済みとのことです。

(議案第66号を朗読、パワーポイントを併用して説明:4件)

○議 長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、ここで立ち会われた関係委員の補足説明を番号順にお願いします。

○委 員

15日の10時50分から1番の案件について現地調査を行ないました。当日は丸田会長、事務局、農業委員、推進委員、それから区長さんと現地調査をいたしました。先ほど事務局から説明があったとおりですが、以前は耕作放棄地でけっこう荒れてまして、地区の方が草刈をして今の状態になっているんですけども、せっかく草刈をしたから公園化しようということで地主さんと地元の人とで話し合われて公園化する話になったそうでございます。貸借による公園化ということで今回提案されております。他に問題も無かったように思いますのでどうぞよろしくご協議ください。

○委 員

2番の案件について2月15日午前9時より北部地区農業委員、推進委員、申請人の代理、事務局で現地の確認をいたしました。申請地は先ほど説明がありましたように荒廃していたわけですが、そういった中で太陽光を造るということのお話がありまして地域の住民の方も承諾を得たことで進んでおります。先ほど説明がありましたように雨水については自然流下ということで。また、周辺の農地も耕作はしておりますが日照とか通風には影響は無いというふうに思っております。皆様方のご審議をよろしく願います。

#### ○委員

15日2時30分から約1時間程度時間をかけまして2箇所3番と4番の現地確認をしたわけです。南部地区の委員、推進委員全員出席して、今回は丸田会長さんも直々に来て頂きまして念入りに見ていただいたわけでありまして。結果については、3番ですが申請人は現在81歳で前は他人の田んぼも預かって、精米所をしておりましたのでかなり田んぼを作っていたわけですが、3年ほど前に腰を痛めて仕事ができないということで殆どの田んぼを親戚の人に預けた状態になっております。現在この太陽光設置につきましても、下の方の3枚程度は昨年まで何とか作っておったわけですが、どうしてもできないということで借り手もおらないし、今回太陽光の設置に思い立ったということでございます。そういうことで現地につきましても上の方の田んぼは荒れておりますし、下の方の田んぼも今年から作付けしないということで決定したそうでございます。

4番の件につきましても、申請人は他所に住んでいて、耕作もしておられない。作付けする人もいないということで、本人とは会わなかったわけですが、現状写真で見たとおりでありまして、全員転用についていいのではないかとということで話をしたわけでございます。ご検討の程をよろしく願います。

#### ○議長

ただ今、補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。事務局並びに地区担当委員さんからの説明について、何かございませんか。発言のある方は挙手願います。

#### ○委員

確認したいんですが、4番は手前にワイヤーメッシュがありますが、ワイヤーメッシュを外すときは確認事項として耕作期間の年度があったと思うんですが、そこら辺はどうなんですか。

#### ○事務局

言われた部分については、確認はしておりません。実はこの先にも農地がありますので、電ぼうが張られている区間もありました。この土地にもそういうことでワイヤーメッシュが張られているのではないかと思います。

○委員

ここだけではなくて、他の所もは張れているとのことですね。

○事務局

はいそうです。

○議長

他にありませんか。

(質議なし)

○議長

質疑がないようですので質疑を終結し、採決に入ります。

議案第66号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議がないということですので、議案第66号については、原案のとおり決定いたします。

《議案第67号 空き家に付属した農地の指定について》

○議長

次に、議案第67号「空き家に付属した農地の指定について」を議題といたします。

事務局より提案説明を求めます。

○事務局

議案第67号「空き家に付属した農地の指定について」です。議案書7ページをご覧ください。

申請農地は大久保町字綱場の畑で1筆、274㎡です。現況は遊休農地でありました。

前回の総会の中で空き家バンクに付属した農地の再生に係る補助制度無いのかと質問がありましたが、担当課に確認したところ補助制度はないとのことでした。

(議案第67号を朗読、パワーポイントを併用して説明:1件)

○議 長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、ここで立ち会われた関係委員の補足説明をお願いいたします。

○委 員

2月15日午前10時より、北部地区委員、最適化推進委員、事務局とその他不動産会社の方で現地確認をして参りました。事務局の説明、或いはスライドで見てのとおり立派な家でありまして空き家バンクどころか、まだまだ老朽化もしておらないような家であったわけですが、見てのとおりその付近に農地として残っているところというのは、猫の体で言えば首から上のようなもので、殆ど使用されていないのかなあと、管理についてはきれいにされていて、あとは植え込みなどもあり、一部は庭のような状態になっています。皆様方のご審議をお願いいたします。

○議 長

ただ今、補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。事務局並びに担当委員さんからの説明について、何かございませんか。発言のある方は挙手願います。

(質議なし)

○議 長

質疑がないようですので質疑を終結し、採決に入ります。

議案第67号については、原案のとおり空き家に付属した農地として指定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議がないようですので、議案第67号については、原案のとおり空き家に付属した農地として指定いたします。

《議案第68号 非農地通知申出について》

○議 長

次に、議案第68号「非農地通知申し出について」を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。

○事務局

議案第68号「非農地通知申し出について」です。議案書8ページをご覧ください。1番は草積町字斉田の畑で1筆、604㎡、現況が自然荒廃により山林・原野化している状況でした。  
(議案68号朗読、パワーポイントを併用して説明:1件)

○議長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、ここで立ち会われた関係委員の補足説明をお願いします。

○委員

2月15日午後2時から現地の確認をいたしました。丸田会長さん、事務局、中部地区の農業委員、推進委員、申請人の案内で現地を確認いたしました。今、事務局の方からご説明があったとおりなんですけれども、申請地は山の中腹でございまして集落からもかなり遠いわけなんです、そういったこともあって、このような状況になったのではないかなと見てまいりました。雨の中皆さん大変だったと思いますが確認をしてきましたのでご審議をよろしく願いいたします。

○議長

ただ今、補足説明が終わりましたので、これより質議を行います。事務局並びに、地区の担当委員さんからの説明について、何かございませんか。発言のある方は挙手願います。

(質議なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。  
議案第68号については、原案のとおり非農地と決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議がないということですので、議案第68号については、原案のとおり非農地とすることに決定いたします。

《議案第69号 第11回農用地利用集積計画(案)について》

○議 長

次に、議案第69号「第11回農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

○事務局

議案第69号「第11回農用地利用集積計画(案)について」です。議案書9ページから12ページになります。

10ページをお開きください。整理番号1番から2番は、利用権設定各筆明細の賃貸借で新規設定1件、再設定1件の計4筆、計7,332㎡です。

整理番号3番から4番は利用権設定各筆明細の使用貸借で新規設定2件、計4筆、計4,155㎡です。

11ページをお願いします。整理番号5番から12番までは中間管理機構を利用した貸借で、賃貸借は新規設定4件、計12筆、計17,149㎡です。

12ページをお願いします。使用貸借は新規設定4件、計5筆、計4,960㎡です。  
(整理番号1番から12番を朗読:12件)

○議 長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。  
何かご質疑ございませんか。

(質疑なし)

○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。  
議案第69号については、集積計画のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議がないということですので、議案第69号については、集積計画のとおり決定いたします。

《議案第70号 第10回農用地利用配分計画(案)に対する意見について》

○議 長

次に、議案第70号「第10回農用地利用配分計画(案)に対する意見について」を議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

○事務局

議案第70号「第10回農用地利用配分計画(案)に対する意見について」です。議案書13ページから15ページになります。14ページをお開きください。整理番号1番から3番までは、農地中間管理機構による賃貸借で新規設定3件、計12筆、計17,149㎡です。

整理番号4番は、農地中間管理機構による使用貸借で新規設定1件、5筆、計4,960㎡です。(整理番号1番から4番までを朗読:4件)

○議 長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。  
何かご質疑ございませんか。

(質疑なし)

○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。  
議案第70号については、配分計画のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議がないということですので、議案第70号については、配分計画のとおり決定いたします。

《 議案第71号 贈与税及び不動産取得税納税猶予対象者の農業経営を行っている旨の証明願いについて 》

○議 長

次に、議案第71号「贈与税及び不動産取得税納税猶予対象者の農業経営を行っている旨の証明願いについて」を議題といたします。はじめに整理番号1番から4番までを議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

○事務局

議案第71号「贈与税及び不動産取得税納税猶予対象者の農業経営を行っている旨の証明願いについて」です。議案書16ページをご覧ください。農地の生前一括贈与に伴う贈与税及び不動産取得税の納税猶予を受けている受贈者は3年ごとに税務署及び長崎県に納税猶予の継続適用届書の提出を義務づけられています。提出された納税猶予継続適用届出書の添付書類として、引き続き農業経営を行なっている旨の証明書の提出が必要となっています。

証明者の農地の面積は1番は9,927㎡、2番は14,365㎡、3番20,445㎡、4番24,473㎡であり、1番から4番まで3年前の農地面積と変わりなく、耕作していることを確認しております。

○議長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。何かございませんか。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。議案第71号の整理番号1番から4番までについては、原案のとおり証明することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議がないということですので、議案第71号の整理番号1番から4番までの証明願いについては、原案のとおり証明することといたします。

○議長

次に、同議案の整理番号5番を議題といたします。ただし、この案件につきましては、平戸市農業委員会総会会議規則第19条による、議事参与の制限規定により「1番 蜜山 隆満」委員の退席を求めます。

(蜜山委員の退席を・確認してから)

○議 長

それでは、事務局の提案説明を求めます。

○事務局

5番の証明者の農地の面積は17,640㎡であり、3年前の農地面積と変わりなく、耕作していることを確認しております。

○議 長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。何かございませんか。

(質疑なし)

○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。議案第71号の整理番号5番については、原案のとおり証明することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議がないということですので、議案第71号の整理番号5番の証明願いについては、原案のとおり証明することといたします。

○議 長

それでは、「1番 蜜山 隆満」委員の入場を求めます。

(蜜山委員の入場を・確認してから)

《 議案第72号 農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積の設定について 》

○議 長

次に、議案第72号「農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積の設定について」を議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

○事務局

議案第72号「農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積の設定について」です。議案書の17ページをお願いします。下限面積は農地法によって定められておりますが、北海道でいいますと2ヘクタール、他は50アールからとなっております。農業委員会が農林水産省令で定める基準に従って市町村の区域全部、または市町村の区域の一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定めることができるというふうになっております。

平戸市においては、一部の地区において別段面積の設定を行なっております。別段面積を定めるにあたって、先月資料を配布していましたが、基本的には旧町村単位での10アール単位で農家戸数を割り出して、その中で経営耕地面積ごとに割合を出しております。概ね5割近くの方が農地を保有している割合の部分で、下限面積として設定をしております。このことから下限面積を適用する地域を平戸(度島含む)・津吉・志々伎・生月地区を30アール、中津良・獅子地区を40アールとし、それ以外の地区、中野・紐差・田平・大島地区は50アールとしております。それとは別に市内全域で空き家に付属した農地でU・Iターン者が空き家と共に農地を取得する場合は1㎡としております。

○議長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。何かございませんか。

○委員

確認させてください。空き家バンクに付属した農地は1㎡からとなっておりますが1アールではなかったのですか。

○事務局

1㎡からです。

○議長

他に、何かございませんか。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。議案第72号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議がないということですので、議案第72号については、原案のとおり決定いたします。

《 議案第73号 農作業賃金等の標準額（案）について 》

○議長

次に、議案第73号「農作業賃金等の標準額（案）について」を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。

○事務局

議案第73号「農作業賃金等の標準額（案）について」です。議案書18ページをお開きください。長崎県の最低賃金は1時間あたり762円となっておりますが、農作業の賃金1日8時間で6100円となります。その他については昨年と同額です。

(他、案の内容を説明。)

○事務局長

補足説明をいたしますと、長崎県の最低賃金は昨年10月に出しておりますので、1日8時間だと6100円となります。市町村によっては改定を年2回行なっているところもあります。11月頃もう一度改定するのがよいのか、年度をまたぐのがよいのか、注意書きには最低賃金の改定云々とは書いておりますが、見ていただいているのかなと思っています。その辺をご審議お願いします。

○議長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。何かございませんか。

○委員

2回もするのは事務局も大変でしょうから、あまり雇用作業も聞いたことが無いが、年度またいででも、最低賃金が出た場合も特に問題も無いと思われま。

○議長

他に、何かございませんか。

(質疑なし)

○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。議案第73号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議がないということですので、議案第73号については、原案のとおり決定いたします。

○議 長

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。

○議 長

お諮りいたします。本総会において議決されました各案件について、その字句、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって、本総会において議決された案件の整理について、これを議長に委任することに決しました。

日 程・第6(閉 会)

○議 長

これもちまして、平戸市農業委員会 平成30年度 第11回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

— 午前10時45分 終了 —

11. 議事録の公開

公開する

12. 会議配布資料の名称

農地法第3条調書

農地利用最適化アンケート調査の実施について

ながさき農業委員会1・1・1運動活動事例報告書の提出について

農作業賃金等標準額に係る資料

議事録の作成者の職氏名

農業委員会事務局

主査 山本 寿子

議事録署名

平成31年3月1日

会 長 丸 田 保 印

7番委員 谷 本 雅 嗣 印

8番委員 川 村 政 幸 印